

「カードご利用に関する重要なお知らせ」掲載内容の訂正とお詫び

2010年5月17日掲載の「カードご利用に関する重要なお知らせ」の掲載内容に以下のとおり誤りがございました。お詫びし訂正いたします。

(誤)

第11条(遅延損害金)

1.本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合は、約定支払額(ただし、ショッピングリボルビング払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下の利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当月利用代金の支払方法がショッピングリボルビング払い、キャッシングサービス、キャッシングローン以外の支払方法である場合には、当該遅延損害金は当該利用にかかる残存債務に対し、商事法定利率(実質年率6.00%)を乗じた額を超えないものとします。

- ・ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ショッピング2ヶ月を超える1回払い(ボーナス1回払いを含む) ショッピング分割払い 年29.20%
- ・ショッピングリボルビング払い 年14.60%
- ・キャッシングサービス、キャッシングローン 年26.28%
(2010年5月28日以降は年20.00%)

2.本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残債務全額に対してそれぞれ以下の利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

- ・ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ショッピング2ヶ月を超える1回払い(ボーナス1回払いを含む) ショッピング分割払い 年6.00%
- ・ショッピングリボルビング払い 年14.60%
- ・キャッシングサービス、キャッシングローン 年26.28%
(2010年5月28日以降は年20.00%)

(正)

第11条(遅延損害金)

1.本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合は、約定支払額(ただし、ショッピングリボルビング払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下の利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当月利用代金の支払方法がショッピング1回払い、ショッピングリボルビング払い、キャッシング1回払い、キャッシングリボルビング払い以外の支払方法である場合には、当該遅延損害金は当該利用にかかる残存債務に対し、商事法定利率(年6.00%)を乗じた額を超えないものとします。

- ・ショッピング2回払い、ショッピング2ヶ月を超える1回払い(ボーナス1回払いを含む) ショッピング分割払い 年29.20%
- ・ショッピング1回払い、ショッピングリボルビング払い 年14.60%
- ・キャッシング1回払い、キャッシングリボルビング払い 年26.28%(2010年5月28日以降は年20.00%)

2.本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残債務全額に対してそれぞれ以下の利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

- ・ショッピング2回払い、ショッピング2ヶ月を超える1回払い(ボーナス1回払いを含む) ショッピング分割払い 年6.00%
- ・ショッピング1回払い、ショッピングリボルビング払い 年14.60%
- ・キャッシング1回払い、キャッシングリボルビング払い 年26.28%(2010年5月28日以降は年20.00%)